解散公告（第三回）

当公社は、平成二十一年十二月十七日開催の矢板市議会の決議並びに平成二十一年十二月二十五日栃木県知事の認可により解散したので、当公社に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十二年一月十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年一月二十九日

栃木県矢板市本町五番四号

矢板市土地開発公社

清算人　中村　修

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十一年十一月二日、責任役員会決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十二年一月二十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年一月二十九日

富山市東福沢八九四番地　宗教法人水月寺

清算人　石黒　豊幸

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十一年七月二十八日石川県知事の認可により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十二年一月二十七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年一月二十九日

石川県加賀市大聖寺菅生ロ一七番地三

財団法人加賀市転貸資金保証協会

清算人　新家　康三

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十一年十二月二十一日開催の社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十二年一月二十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年一月二十九日

静岡県浜松市天竜区龍山町大嶺一一三一

社団法人白倉報徳社

代表清算人　大石　清彦

解散公告（第三回）

当法人は平成二十一年十二月三十一日総社員の同意により解散したので、当法人に債権を有する者は本公告第一回掲載（平成二十二年一月二十五日）の翌日から二箇月以内に申し出下さい。右期間内に申し出がない時は清算から除斥します。

平成二十二年一月二十九日

大阪府高槻市大畑町三番九号

特定非営利活動法人関西情報文化交流協会

清算人　加藤まき子

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十一年十一月十二日開催の理事会及び臨時総会の決議により定款を変更し、平成二十二年一月十二日の満了をもって解散したので、当法人に債権を有するものは、本公告第一回掲載（平成二十二年一月十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年一月二十九日

奈良県奈良市都祁白石町一二四〇番地

社団法人奈良県茶業安定基金

清算人　松村　和親

公益信託熊日文化スポーツ基金第十七期決算公告

一、事業概要

熊本県民による文化、芸術、スポーツ等の各分野における活動の助成や人材の育成に対する助成。

助成金　二二件　三〇〇万円

二、財産目録（平成二十一年十月三十一日現在）

共同受託資産合計　一一九、七三三、二七九円

共同受託負債合計　〇円

共同受託正味信託財産　一一九、七三三、二七九円

平成二十二年一月二十九日

大阪市中央区北浜四丁目五番三三号

公益信託熊日文化スポーツ基金

代表受託者　住友信託銀行株式会社

配当公告

神奈川県相模原市下溝五九三番地三

破産者　有限会社北原組

右の者に対する横浜地方裁判所相模原支部平成二十年（フ）第四三号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額

金三二一、〇二一、四二五円

一、配当することのできる金額

金六三、四五九、五五三円

平成二十二年一月二十九日

横浜市港北区新横浜二丁目四番六号

マスニ第一ビル八階　新横浜法律事務所

破産管財人　若田　順

配当公告

大阪市中央区道修町四丁目五番一〇号サンビル六階

破産者　ジャパンゴルフマネジメント株式会社

右の者に対する大阪地方裁判所平成十八年（フ）第六八七二号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額

金六八八、〇八二、二五〇円

一、配当することのできる金額

金九九、六五四、九五〇円

平成二十二年一月二十九日

大阪府東大阪市鴻池本町六番二七号

破産管財人　田中　稔子

配当公告

徳島県小松島市田野町字月ノ輪九八番地一

破産者　株式会社ＫＩＴＡＮＯ

右の者に対する徳島地方裁判所平成十九年（フ）第三一二号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額

金四、一九四、二六二、四五四円

一、配当することのできる金額

金一八五、六九七、五一八円

平成二十二年一月二十九日

徳島市徳島本町二丁目三五番地

破産管財人　大道　晋

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍石川県金沢市泉野町六丁目一四番、最後の住所石川県金沢市泉野町六丁目一四番一一号　被相続人　亡　池田　三郎

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年一月二十九日

石川県金沢市尾張町一丁目七番一号山崎法律事務所

相続財産管理人　弁護士　山崎　利男

相続債権者受遺者への請求申出の催告

福井県鯖江市尾花町第九号二〇番地、最後の住所福井県鯖江市以下不詳　被相続人　亡　吉田　博俊

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年一月二十九日

福井県敦賀市布田町八四―一―一八

相続財産管理人　弁護士　笠原　一浩

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岐阜県中津川市中津川九三八番地二、最後の住所岐阜県中津川市中津川九四五番地　被相続人　亡　三尾　悟

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年一月二十九日

名古屋市北区金城三丁目一〇番三五号

相続財産管理人　大﨑　晴由

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛知県名古屋市千種区楠元町二丁目四一番地、最後の住所愛知県常滑市大野町二丁目八四番地　被相続人　亡　中井　正義

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年一月二十九日

愛知県半田市宮本町三丁目二一七番二一号

セントラルビル三〇七号

相続財産管理人　弁護士　清水　浩二

第40期決算公告　平成22年1月29日

埼玉県北葛飾郡鷲宮町東大輪1791

昭和管工株式会社

代表取締役　島田　眞一

貸借対照表の要旨

（平成21年10月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	685,093
	固定資産	162,013
	合計	847,107
負債及び純資産の部	流動負債	112,195
	固定負債	51,761
	株主資本合計	683,149
	資本金	20,000
	利益剰余金	663,149
	利益準備金	30,000
	その他利益剰余金	633,149
	（うち当期純利益）	(42,906)
	合計	847,107